

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	壁面線による建築制限の特例許可
概要	建築基準法第47条では、特定行政庁が大阪市建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するものについては、壁面線を越えて建築することができる旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	・建築基準法第47条
審査基準	特定行政庁が支障がないと認め、建築審査会の同意を得たものについて許可を行います。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥160,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	
備考	・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。